

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十七号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかねばならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年三月四日から令和八年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住 所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船 登録番号		使用権の 種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第一号 （記載例）

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号	太広委底第○号			
漁業者	住 所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船 登録番号	●●●—●●●	使用権の 種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和7年 月 日から 令和8年3月31日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和7年3月4日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第五十号（以下「指示50号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 委員会指示第四十七号（以下「指示47号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。

(2) 指示47号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。

(3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

イ 委員会により指示47号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示50号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要 な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示50号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○			
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○		○	
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

- （１）船名
- （２）漁船登録番号
- （３）船舶総トン数
- （４）使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）
- （５）通信機器の種類
- （６）電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
- 2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
- 3. 電波機器は、レーダー、GPS 等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 船舶総トン数

4 使用権の種類 使用貸借権
賃 借 権（賃借料）（月 円也）

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にする。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適格性に関する誓約書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第 4 号

代表者選定届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選
定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別紙様式第5号

年間操業計画書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

船名： （漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃業届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

紛失届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

相続同意書

令和 年 月 日

殿

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第 9 号

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会長殿	住所 氏名又は名称	船名					報告 年月日		
		総トン数					報告取扱 責任者	氏名	
		所持した 漁具の 数量					船長	氏名	
							漁業 根拠地		
		冷凍能力	トン/日				漁獲物等 陸揚港		
		出入港 月日	年 月 日 出航	航海 日数	日				
	年 月 日 入航		操業 日数	日					
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンダイ				計	
・ ・ ・ ・ ・									

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7千トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2023年には4,360トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域及び四国沖南方の海山域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2023年は37千トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移したが、その後は減少傾向となり、2016年には22.9千トンまで減少した。その後、2017年以降は増加傾向に転じ、2023年は29.9千トンとなった。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 47 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

- （2）漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 6 年度の「漁業者代表部会」は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」とともに、令和 7 年 2 月 6 日に開催し、水産研究・教育機構から「令和 6（2024）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」について説明を行い、その後、水産庁から令和 4 年 12 月に開催された資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案、前年度の漁業者代表部会で頂いた意見の対応の方向案等について説明を行い、意見交換等を実施した。

令和 7 年度は、引き続き、資源管理手法検討部会で整理された意見や論点等の対応を進めながら、関係漁業者等の理解と協力を得つつ、新たな数量管理の導入に伴う、資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整等を行っていくこととする。

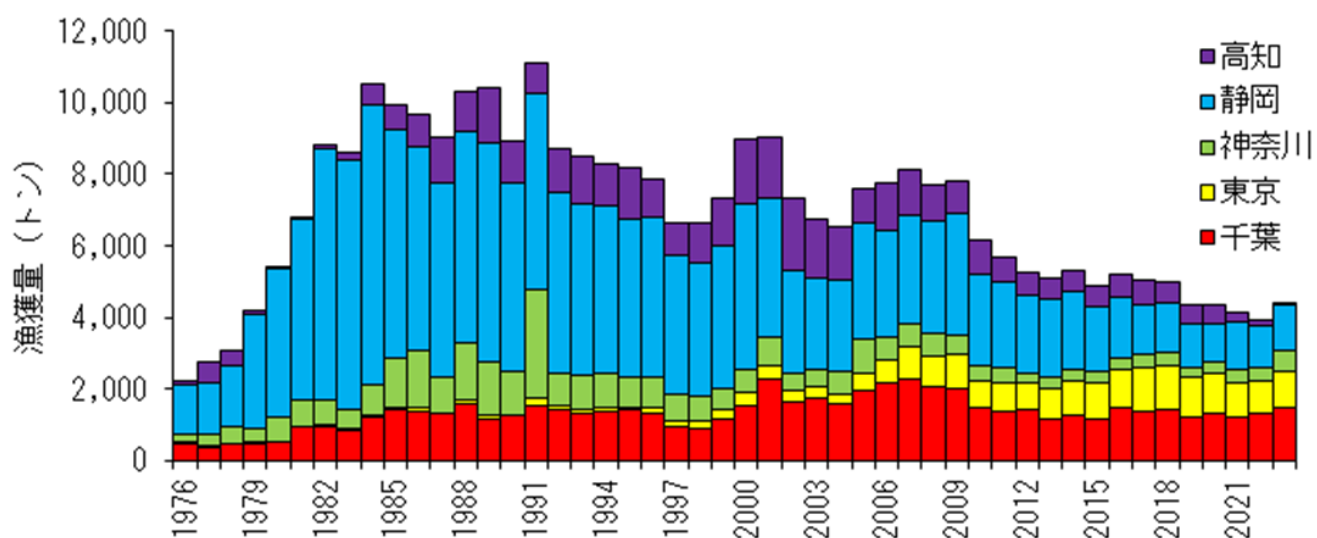
太平洋南部キンメダイ資源管理の令和6年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
35 ト	29 ト	73 ト	64 ト	46 ト	52 ト	60 ト	87 ト	52 ト	35 ト	20 ト

※各年1～12月の漁獲量を集計

キンメダイ太平洋系群 の資源管理について

2025年2月6日開催キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会資料

令和7年2月
水産庁

目次

1. キンメダイ太平洋系群の資源の現況について
2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案について
3. 前回会合で頂いた意見の対応の方向案について
4. 1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について

1. **キンメダイ太平洋系群の資源の現況について**
2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案について
3. 前回会合で頂いた意見の対応の方向案について
4. 1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について

(1) 資源評価の流れ

【情報の収集】

- ・ 漁業データ：漁獲物の年齢、体重、銘柄、獲れ具合（指標値）



【資源量の推定】

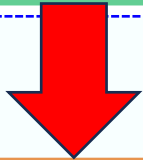
2023年まで年別年齢別資源量

- ・ 漁獲の主な対象は6歳以上

親魚量（成熟した魚（4歳半分以上）の資源量）



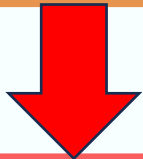
資源・漁獲状況の判断



2024年以降の将来の加入量を
過去の加入状況、親子関係から仮定

【資源量の予測】

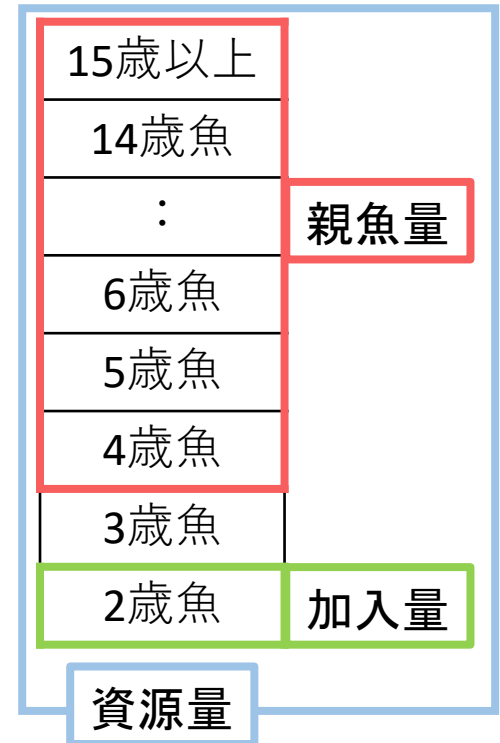
2024年以降の資源量



資源管理目標案、漁獲管理規則案

【2025年漁獲量の予測】

2025年の漁獲量



(2) 漁獲量の推移

- 1都3県における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7千トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2023年には5.2千トン（一都三県および四国沖南方の海山域の2023年の漁獲量は4.4千トン）となっている。年齢別漁獲尾数の推移は4～10歳を中心に構成されている。

図1：漁獲量の推移

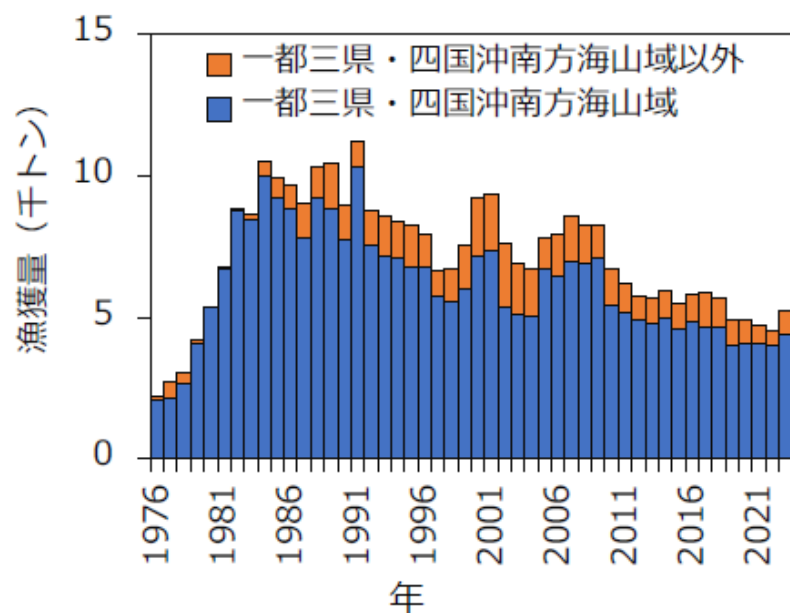
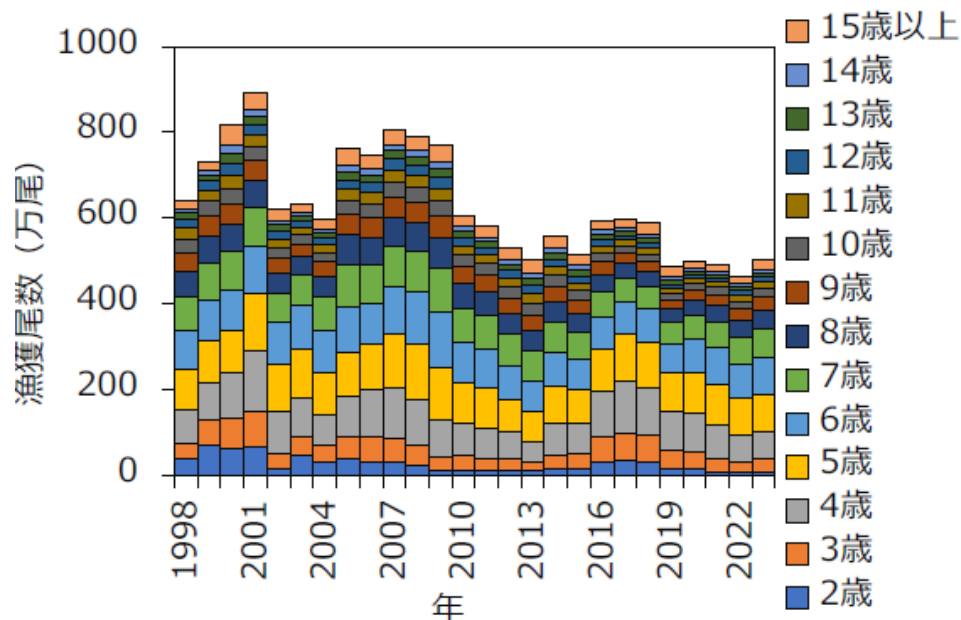


図2：年齢別漁獲尾数の推移



(3) 資源量・親魚量と加入量の推移

- ・ 関東沿岸から伊豆諸島周辺海域および四国沖南方の海山域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、2015年に31.9千トンまで減少した。その後、増加傾向となり、2023年は37.0千トンであった。
- ・ 親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、2016年に22.9千トンまで減少したが、2017年以降は増加傾向に転じ、2023年は29.9千トンとなった。
- ・ 加入量は2005年以降減少傾向にあり、2015年以降、一時的に増加に転じたが、その後は減少が続いており、2023年は690万尾となった。

図3：資源量・親魚量の推移

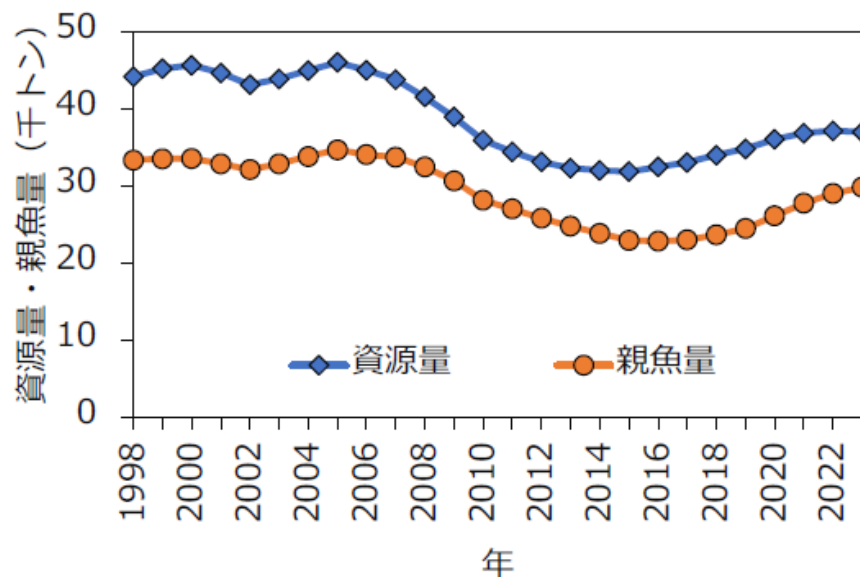
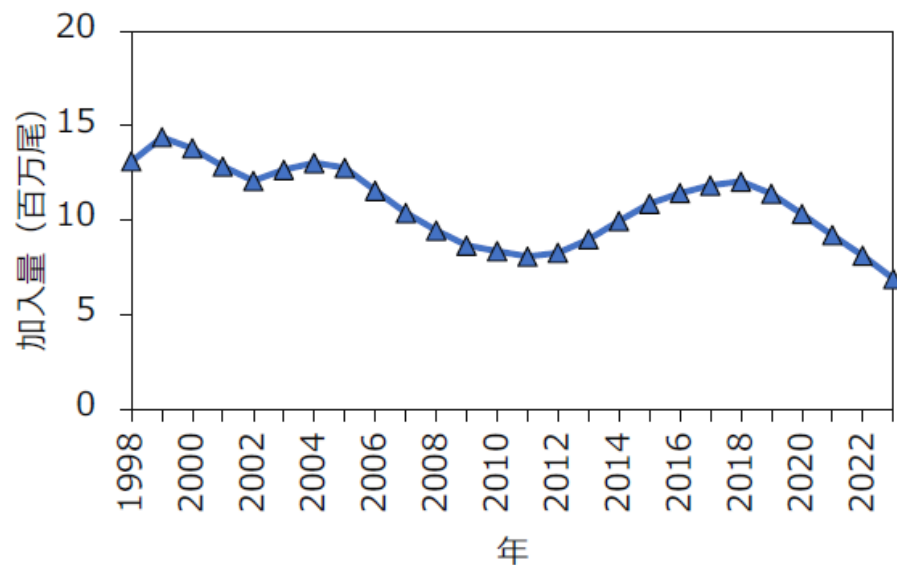


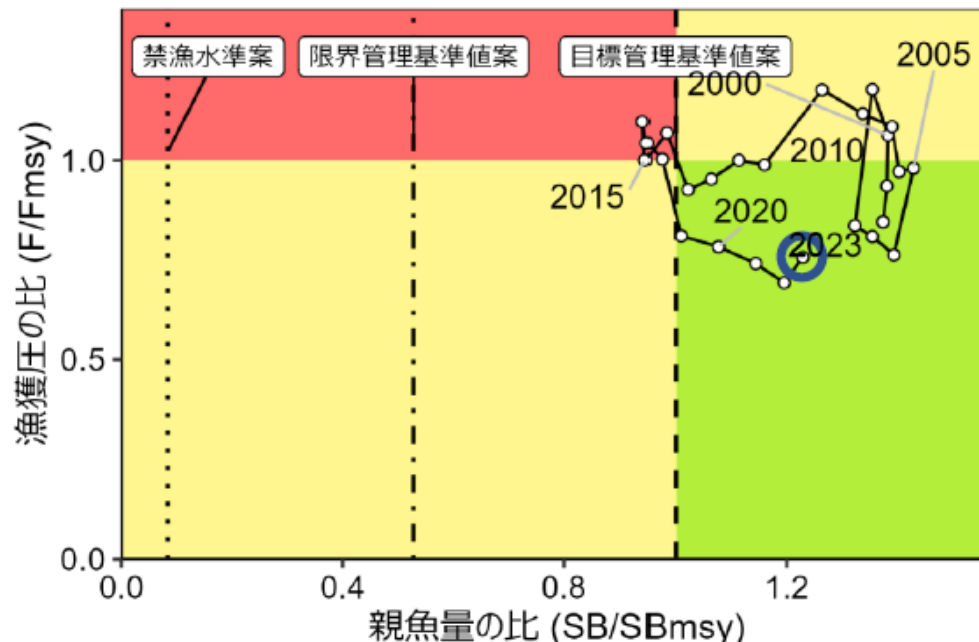
図4：加入量の推移



(4) 神戸チャートの推移

- 漁獲圧（F）は、2019年以降はMSYを実現する水準を下回っている。
- 親魚量（SB）は、2012～2019年はMSYを実現する親魚量（SBmsy）を下回っていたが、2015年以降増加傾向にあり、2019年以降の親魚量はSBmsyを上回っている。
- このため、現状の資源状況及び漁獲圧は適切であると言えるが、過去、必ずしも安定的に推移していなかったため、今後、資源状況が悪化した場合においても安定的に資源を管理していく体制の構築が必要。

図5：神戸チャート（神戸プロット）



1. キンメダイ太平洋系群の資源の現況について

**2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点
の対応の方向案について**

注：本案は、これまでの検討や取組の進捗を踏まえた暫定的なものであり、正式な回答はSH会合で行うこととなります。なお、SH会合の日程は現時点では未定です。

3. 前回会合で頂いた意見の対応の方向案について

4. 1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について

- TAC管理対象候補資源について、漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し調査審議することを目的として、水産政策審議会資源管理分科会に設置されたもの。
- キンメダイ太平洋系群は、令和4年12月に開催された第10回検討部会において、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場などの意見を踏まえて論点や意見を整理。
- 部会での整理を踏まえ、ステークホルダー会合を開催する。

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(1) 漁獲等報告の収集について(その1)

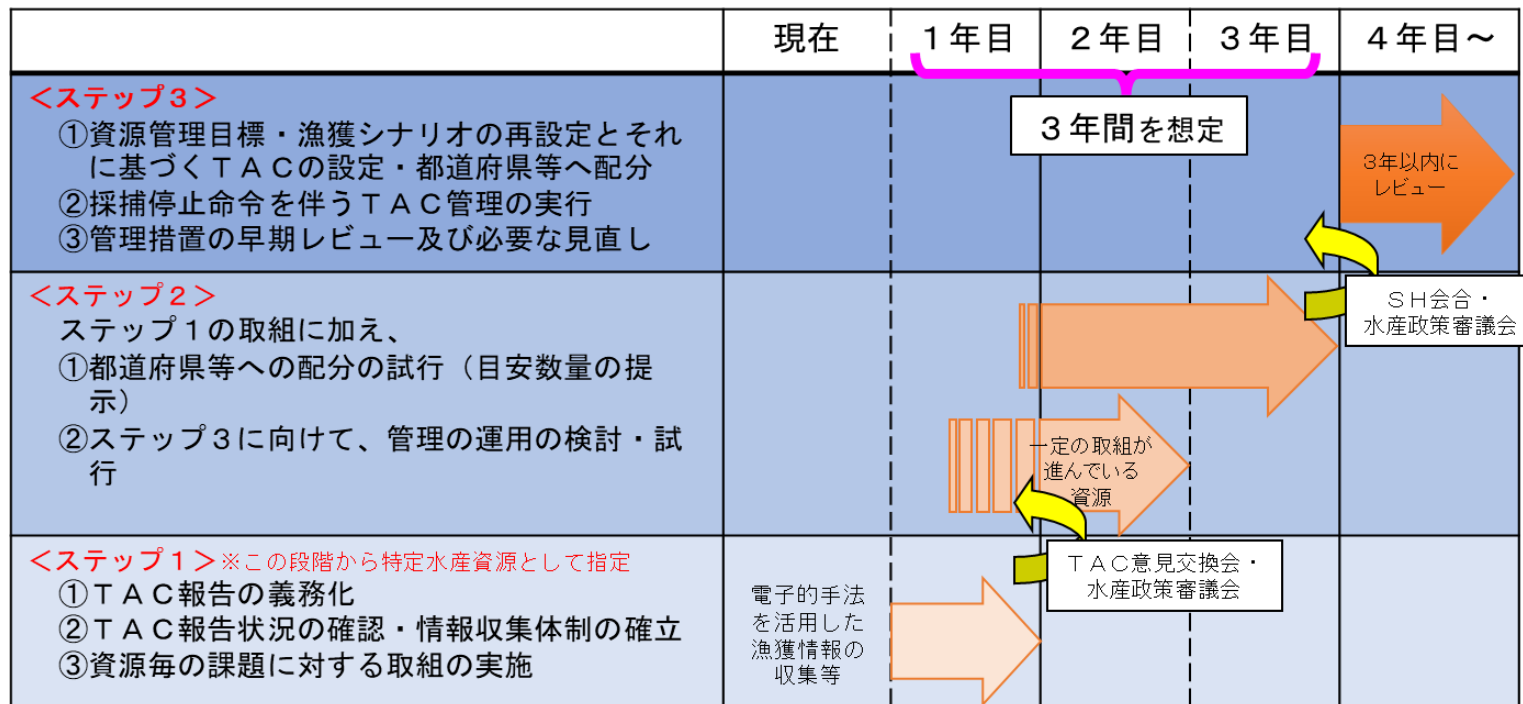
- ・多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- ・採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- ・適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

- 
- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」(参考1参照)を導入することとしています。
 - 正確な漁獲情報を把握すべく、ステップ1において、都道府県庁等と協力しながら、各市場の計量方法など水揚げ・流通実態を把握するとともに、TAC報告体制の整備を進めます。得られたTAC報告の情報も踏まえて、ステップ2において、TAC管理の詳細について検討していきますので、正確な漁獲情報の提供をお願いします。
 - また、こうした体制の整備に当たっては、デジタル技術を活用したTAC報告の労力を軽減する取り組みを進めてきたところです。また、都道府県等を通じて、漁協、漁業者等に対して漁獲報告システムやアプリの操作説明等を行うことにより、生産現場のデジタル化の推進を図っています(参考2参照)。

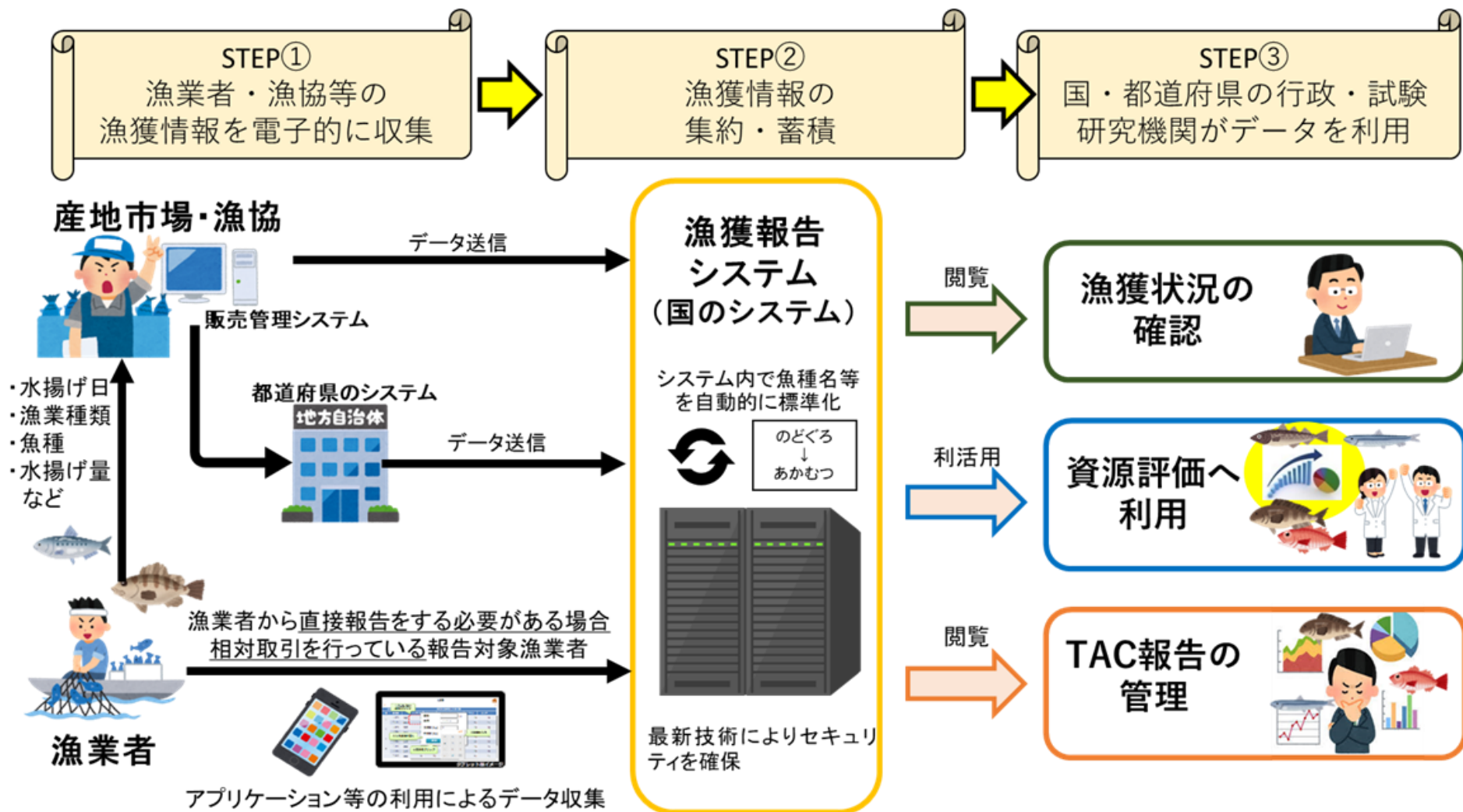
(参考1)TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入しています。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していきます。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行します。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー(SH)会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施します(ステップ1・2で3年間を想定)。

【ステップアップ管理のイメージ】



(参考2) 電子的な情報収集体制構築の取組



※令和4年度末500市場以上

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(1) 漁獲等報告の収集について(その2)

・適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

- 資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わらないことから、資源管理の高度化に関しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していくこととしています。
- 遊漁者の採捕については、2022年度に報告システムを構築したところであり(参考3参照)、関係団体、都道府県庁等を通じて、採捕量の報告について協力を依頼しています。
(遊漁採捕量報告: <https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)
- なお、令和6年4月に施行された改正遊漁船業法の下、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。この取組を活用して遊漁の資源管理に対する協力体制やルール作りに関する事項等の協議を行うことができます。(参考4参照)
- また、キンメダイについては、令和5年度及び令和6年度遊漁採捕量等実態調査事業の対象とし、採捕量等の推計手法を検討するための調査を実施しているところです(4.「1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について」参照)

(参考3)遊漁採捕量報告について

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます

遊漁の採捕量情報により

- ・資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります



遊漁者が資源管理に参加することにより

- ・漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



クロマグロについては資源管理のため広域漁業調整委員会指示により、

- ・小型魚(30キロ未満) → 採捕禁止
- ・大型魚(30キロ以上) → 報告必要(キープは1人1日1尾まで)
(※採捕量が増えた場合は、大型魚も採捕が禁止になります。採捕にあたっては常に最新の情報を確認してください。)



水産庁のWebサイト



水産庁

【お問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6705)



報告フォーム

遊漁内容について

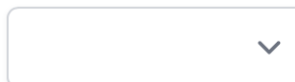
採捕した日 必須

2023/05/08

旧暦: 3月19日

魚種 必須

魚種その他 自由記載



魚種分類表

釣り形態 必須

釣り形態その他 自由記載



釣行時間 必須

陸揚都道府県 必須

ホーム

報告フォーム

釣り記録

ユーザー情報



(参考4)改正遊漁船業法について

改正遊漁船業法についての 事業者向けパンフレット

改正遊漁船業法について

～より安全・安心な遊漁船業を目指して～



5. 遊漁船業に関する協議会制度について

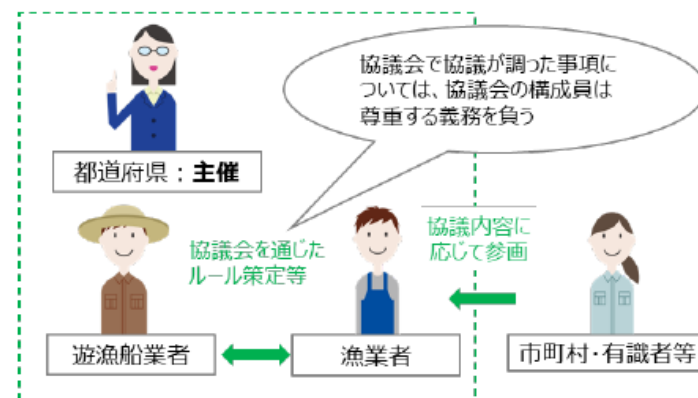
地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設されました。

この取組を活用して、例えば以下のような事項の協議を行うことができます。

- ・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- ・地域における出航の可否判断の統一基準
- ・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルール策定や、トラブルの解決
- ・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

利用者の安全確保や漁場の安定的な利用の取組について、地域の関係者と話し合うことは、遊漁船業の営業において非常に重要です。遊漁船業者も地域の一員として、協議会に積極的に参画し、関係者との協力を深めて下さい。

また、法律により、都道府県知事から協議会を行う通知を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければなりません。また、協議会で協議が調った事項は、構成員は結果を尊重しなければならないこととされています。



登録に
関する
問合せ

遊漁船業の登録事務を行う都道府県の水産関係部局にお問い合わせください。
各都道府県の連絡先はこちら。



法令に
関する
問合せ

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768
改正遊漁船業法の情報はこちら。



資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(2) 資源評価について

- ・本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- ・定量的にTAC等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- ・再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、CPUEの標準化(環境、獲り控えの影響等の考慮)、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- ・本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき(漁獲努力量 による目標が望ましい)。

- 
- 情報の質と量が充実するほど、資源評価の精度は向上します。このため、調査や水揚げ情報を収集し、最新の科学的知見を踏まえて評価を行う努力が続けられています。
 - 令和6年度資源評価においても海洋環境を考慮した各地区の1日1隻当たり漁獲量(CPUE)を分析し、資源評価に反映しています。遊漁や食害の影響については研究機関で試算などを実施しています。今後、対象とする範囲を一都三県の漁業以外の県や大臣許可漁業等の漁獲を資源評価に順次追加していく予定としています。
 - 資源管理目標は水産資源ごとに定めるものとされていることから、漁場毎に設定することはできません。

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(3) 資源管理について(その1)

- ・十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づく TAC 管理に不安。

- 
- 情報の質と量が充実するほど資源評価精度は向上します。このため、調査や水揚げ情報を収集し最新の科学的知見で踏まえて評価を行う努力が続けられています。
 - 親子関係については、得られた情報と最新の科学的知見を踏まえた最善の数値が資源評価では用いられており、定期的な見直しも行われています。
 - TAC管理に用いられる資源管理の目標や漁獲シナリオは、最近の資源評価を基に準備された案をステークホルダー会合で説明し、意見を聞いた上で決定します。

- ・一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群へのTAC制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。

- 
- 現在の漁獲実態の把握に努めるとともに、それらの情報を資源評価に反映させるべく取り組んでいるところです。TAC導入の際には、本系群を利用する者間でできる限り不公平感が少なくなるような管理に努めていきます。
 - TAC管理は資源評価上の水産資源を単位として取組むものであり、キンメダイ太平洋系群の資源評価上の分布域に位置する都道府県が対象となるものと考えています。
 - ステークホルダー会合等の機会や「ステップアップ管理」を活用して、一都三県以外の本系群を利用する県や漁業種類の参加を進めてまいります。

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(3) 資源管理について(その2)

- ・小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な実績ベースの適用はすべきではない。

- 
- TACの各管理区分への配分については、資源管理基本方針において、「漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。」とされており、従来のTAC魚種では、直近3か年の漁獲実績に基づいて配分することが基本となっています。
 - ただし、関係者間での別途の取決めに基づいて配分している事例もあり、自主的な資源管理等を考慮した配分方法についても、ステップアップ管理の期間を通じて、関係者の皆様と議論をしていきます。

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(4)ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項について

- ・これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- ・本系群にTAC制度を導入する合理性の検証。
- ・資源の公平な利用に向けたTAC導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- ・TAC導入にともなう減収の支援策等。



- これら事項についての水産庁の考えをステークホルダー会合の前に公表し、会合で説明の上議論していきます。

資源管理手法検討部会で整理された意見や論点と対応の方向案

(5) 今後について

新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	令和4（2022）年9月に公表
②	資源評価結果説明会	令和4（2022）年10月に開催
③	資源管理手法検討部会	- 令和4（2022）年12月に開催 - 参考人等からの意見や論点を整理
④	ステークホルダー会合 （資源管理方針に関する検討会）	③で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論 - 必要に応じ複数回開催し、管理の方向性をとりまとめ（現時点では未定）
⑤	資源管理基本方針の策定	④でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 - パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑥	管理の開始	

(参考5)TAC資源拡大に向けた検討状況について

水産資源ごとの検討状況（令和7年1月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南部西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南部西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群	令和5年5月22日	令和7年1月20日				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

1. キンメダイ太平洋系群の資源の現況について
2. 資源管理手法検討部会で整理された意見や論点の対応の方向案について
- 3. 前回会合で頂いた意見の対応の方向案について**
4. 1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について

前回会合(2024年3月)で頂いた意見への対応の方向案について

【キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会】

- ①自主的管理を評価して欲しい。
- ②環境変動や食害の影響があり、これ以上厳しい資源管理は必要ない。
- ③遊漁の採捕量の把握について、1都3県で各々所属の遊漁船業者への働きかけ、情報収集など、できるところから取り組んでいく。プレジャーボートは難しいが、小型船舶検査機構を通じて調査を行う方法もある。
- ④小型のキンメダイの漁獲に対応する必要がある。

【一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会】

- ⑤小型魚の保護について、沖合底びき網漁業と話し合いの場を作って欲しい。
- ⑥愛知県、三重県への小型魚の保護の要請

- 
- ①～③については、資源管理手法検討部会で頂いた意見や論点とともに対応していきます。
(次ページに続く)

前回会合で頂いた意見への対応の方向案

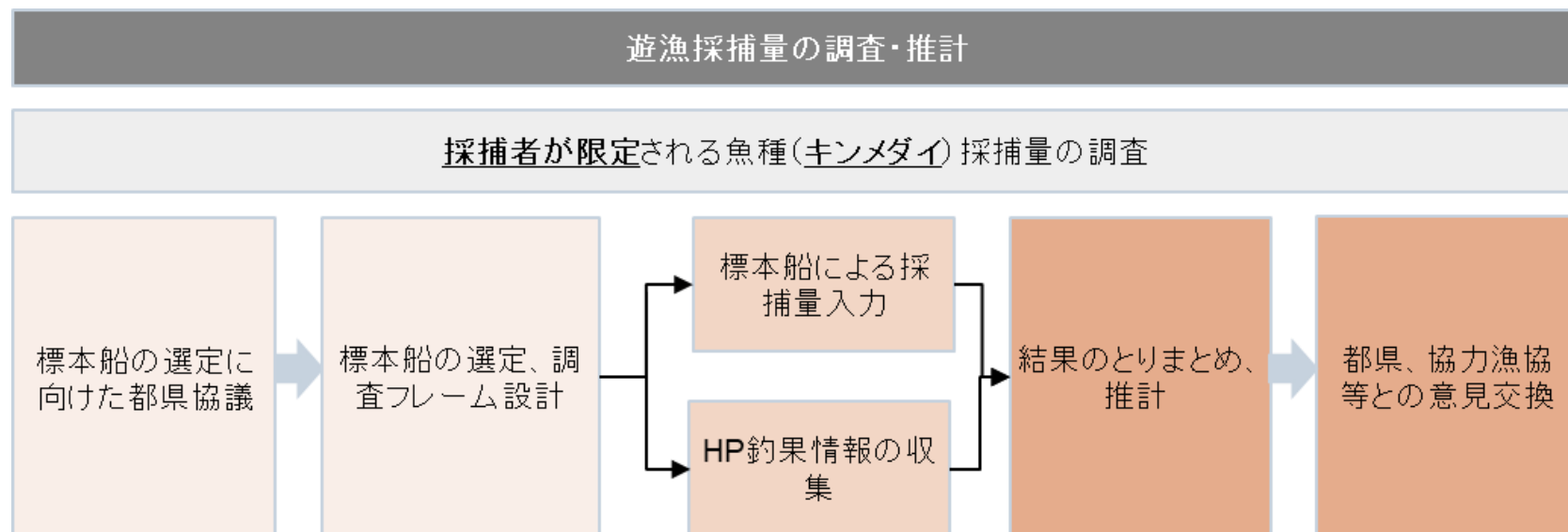
- ・小型のキンメダイの漁獲に対応する必要がある。
- ・小型魚の保護について、沖合底びき網漁業と話し合いの場を作って欲しい。
- ・愛知県、三重県への小型魚の保護の要望活動を実施する。

- 
- 小型のキンメダイの漁獲に対応するためとして、以下の要望活動が行われました。
 - ・キンメダイ資源管理に関する三重県及び三重県漁連への要望活動（令和6年7月）
 - ・キンメダイ資源管理に関する愛知県及び愛知県沖合底びき網漁業協会への要望（令和6年7月）
 - 漁業者代表部会等の枠組みを通じて、引き続き、キンメダイ太平洋系群の資源管理にかかる取組を後押ししていきます。

1都3県におけるキンメダイの遊漁採捕量調査について

(1)調査概要

- ・水産庁は、遊漁の採捕が多く見込まれる魚種について、採捕量等の推計手法を検討するために遊漁採捕量等実態調査事業を実施。
- ・令和5年度は、採捕者が限定される魚種としてキンメダイを取り上げ、関東1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）において調査を実施。
- ・調査にあたっては、都県を通じて漁協に標本船の選定を依頼し、日々釣果入力方式として、標本船調査を実施するとともに、HPに掲載された釣果情報の収集による推計手法を用いて、キンメダイの遊漁採捕量を推計。



(2) 調査手法

●標本船による採捕量調査(千葉県1隻、静岡県5隻)

調査期間	2023年10月～2024年1月
------	------------------

調査方法	日々釣果入力方式
------	----------

※遊漁船船長より、キンメダイが釣れる可能性のある釣り方にて出船した場合に、帰港後ウェブの調査システム(スマホ/PC等よりブラウザ上で操作可能)より採捕量等を報告。

調査項目	出船日、乗船人数、キンメダイ採捕匹数、平均全長又は平均重量を記載 ※日々釣果入力方式の調査期間は10月中旬～1月末までであったが、静岡県では年間を通じて採捕しており、漁業の漁獲量のデータをもとにシーズン補正を実施
------	---

●HPの釣果情報の収集(千葉県22隻、神奈川県19隻、静岡県14隻 計55隻)

調査期間	2023年の1年間
------	-----------

調査方法	ウェブ上の釣果情報の掲載ページ(遊漁船ウェブページや予約サイト等)を確認。
------	---------------------------------------

調査項目	出船日、乗船人数、1人あたりキンメダイ採捕匹数、平均体長または平均重量
------	-------------------------------------

※各項目が確認できなかった場合、同じ遊漁船の他の出船日の値の平均値等による算出や、乗船人数が不明な場合は乗船率8割と仮定した値を用いた。

(3) 調査結果

- ・本推計手法による1都3県のキンメダイの遊漁採捕量推計値(2023年)は105.09トン。
 - ・関東沿岸から伊豆諸島周辺海域(1都3県)の漁獲量は3,755トン※であり、今回の推計手法においては、漁獲量に対する遊漁採捕量推計値の割合は2.8%。
- ※(国立研究開発法人水産研究・教育機構「令和5(2023)年度キンメダイ太平洋系群の資源評価」P5より)

1都3県の遊漁採捕量の漁獲量との比較

項目	年次	千葉	東京	神奈川	静岡	1都3県
漁獲量(t)	2022	1,315	880	378	1,182	3,755
遊漁採捕量推計値(t)	2023	44.60	—	6.17	54.32	105.09
漁獲量に対する遊漁採捕量の割合	—	3.39%	—	1.63%	4.60%	2.80%

※推計の結果、静岡県と千葉県は採捕量が多いことが分かったが、千葉県は標本船の調査数が少なかったことから、令和6年度は千葉県において標本船調査を実施。

(4) 考察等

- 日々釣果入力方式は遊漁による採捕量を推計するために有効な手法であるが、協力を得られている遊漁船の数が限られている。
- このため、調査に理解が得られるのは限定的なエリア(特定の漁協内や協議会内等)になっている。
- ウェブ上に掲載された採捕量の調査については、各遊漁船の釣果情報を日々確認していく方式であり、調査効率の面から、汎用的な調査手法に馴染まない。また、ウェブ掲載の遅延や釣果数の過少報告など、データの正確性の確保にも課題が存在。
- 遊漁船業を営む方のうち漁協の組合員は70%を超えており、遊漁船部会がある漁協も存在。このため、漁協系統団体や都道府県担当者においても、漁業者と遊漁船業者による遊漁の資源管理の重要性や遊漁船における採捕量調査への必要性について理解を深める取組を進めることも重要。